

インターネット適正広告推進事業 ニュースレター

埼玉消費者被害をなくす会

インターネット上の広告表示について、景表法講座に参加された県民のみなさんとも協力し、6月から2月の間、毎月監視を行い、不当表示のおそれのある事業者を県に報告しました。

【2018年度の取り組み】

埼玉消費者被害をなくす会では2018年6月から2019年3月までの9か月間、埼玉県より「インターネット適正広告推進事業」を受託し、インターネット広告における不当表示の監視を実施しました。

【監視事業】

インターネット広告の監視は、定められた9か月間に毎月1,300件以上、合計で11,840件の表示内容を確認し、景品表示法に照らし、実際の商品やサービスより著しく優良であることを謳う内容(優良誤認)や、実体のない価格を示し、それと比べて「あたかも激安」のような割引価格の表示を行い、消費者に誤認を与えるおそれのある表示(有利誤認)などを行っていた事業者177件について県に報告しました。

【啓発事業】

県民を対象に、景品表示法に精通した弁護士を講師に迎え、「不当表示の見分け方講座」を、県内5会場(熊谷、川越、越谷、さいたま、所沢)で開催し、85名が参加しました。

また、講座を受講された方に対し、調査活動に協力していただく調査員(ボランティア)を要請し、6名が登録されました。ボランティアの調査員から寄せられた情報も併せて、県に報告しました。

【不当表示の見分け方講座】



(2018年8月26日 ウェスタ川越会場)



(2018年9月7日 With You さいたま会場)

【インターネット適正広告推進事業の監視実績】

(1)月別 検索実績、事業者への啓発数

	検索数		県へ報告した不当表示のおそれのある事業者数	不当表示のおそれのある事業者への連絡件数
	なくす会	ボランティア		
6月	1,337	1,337	0	22
7月	1,322	1,322	0	14
8月	1,310	1,310	0	13
9月	1,305	1,305	0	22
10月	1,316	1,316	0	21
11月	1,307	1,306	1	18
12月	1,311	1,311	0	24
1月	1,302	1,301	1	19
2月	1,330	1,329	1	24
合計	11,840	11,837	3	177

(2)月別 検索テーマと不当表示のおそれのある例

	検索テーマ	不当表示のおそれのある例
6月	美容サービス関連	「飲んで寝るだけ」「たった数日後、美ボディに」など、簡単に効果がでるような表現。
7月	衛生関連	「99.999%の殺菌力」「あらゆるニオイをシャットアウト」など。
8月	ダイエット健康食品関連・防災用品	「今だけ9割引」「先着300名」など。
9月	美容商品関連	「たった1回」「飲むだけ」など。
10月	温泉・銭湯関連	「天然温泉」、「源泉掛け流し」や「病気が治る」など効能の表現。
11月	クリスマス・ハロウィン・お正月関連	「外国産を使っていない」「特定の原材料を使用」、「早期割引実施中」など。
12月	牛肉関連	「銘柄牛・黒毛和牛」「在庫限り」など。
1月	学習塾・講座	「必ず結果が出る」「最強の学習法」「満足度第1位」など。
2月	スポーツジム・スイミングクラブ	「-〇kg達成」「ぽっこりおなかが1回で-〇cm」など。

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>